

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

平成19年7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙において参議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が10人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

平成19年7月12日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 須 山 修 次

- 1 場 所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 2 日 時 平成19年7月26日 午後5時20分